

就労申立書兼誓約書

守口市長 様

私は、就労証明書に記載のとおり、申込日時点においては、
〔 育児休業の期間中 〕
〔 就労内定の状態 〕 ありますが、認定こども園等の保育を利用する場合、
入園（所）日から1か月以内（当月中）に復職もしくは就労を開始するとともに、
復職もしくは就労開始月の翌月20日までに必ず〔 復職証明書 〕
〔 就労証明書（就労中） 〕
を提出すると誓約します。

なお、復職もしくは就労開始が遅延する場合、申請内容の虚偽が判明した場合又は利用調整基準表における点数が利用申込み時と入園（所）日時点を比較して下がっている場合（下記事項に該当する場合など）には、支給認定が取消されることに異議はありません。

- ・ 就労（育児休業）で利用申込みを行ったにも関わらず、育児休業から復職しないまま退職し、その結果、点数が利用申込み時と入園（所）日時点を比較して下がっている場合。
- ・ 就労（育児休業）で利用申込みを行い、復職後、時短勤務等で点数が利用申込み時と入園（所）日時点を比較して下がっている場合。
- ・ 就労（内定）で利用申込みを行ったにも関わらず、内定先で就労せず、その結果、点数が利用申込み時と入園（所）日時点を比較して下がっている場合。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____